

確認じゃ！ 2つの給付金。



平成28年度 臨時福祉給付金

支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない方

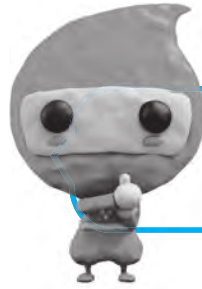
※ただし、住民税において課税者の扶養親族になっている方や、生活保護の受給者である方などは除きます。

※「高齢者向け給付金」（3万円）の支給対象者も受給できます。

★対象者には、
9月末に申請書をお送りします。

支給額

1人につき 3,000円



障害・遺族年金受給者 向け給付金

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している方

※「高齢者向け給付金」（3万円）を受給した方は除きます。

★対象者には、
9月末に申請書をお送りします。

※共済年金のみを受給されている方等、こちらで要件を確認できない方もいます。対象になるのに申請書が届いてない場合は、担当までお問い合わせください。

支給額

1人につき 30,000円

※支給はどちらの給付金も1回です。 ※両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。

申請方法

○お送りした申請書に必要事項を記入し、押印のうえ、
津野町役場 町民課（本庁・西庁）までご提出ください。

※平成27年度臨時福祉給付金の申請をされていない方、またはご自身以外のご家族が申請をされた方については、本人確認書類と振込先口座の通帳かカードの写しの提出もお願いします。

○受付期間は 平成28年10月3日（月）～平成29年1月4日（水）です。

お問い合わせ先

津野町役場 町民課 臨時福祉給付金担当 ☎55-2314